23—12　ＰＵＤＴ

法人の代表者とその表示

法人は、法令に従い定款、定款その他の基本約款で定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う（民§34）ものであるが、この権利を主張し義務を履行するために代表者を置き、その事務につき法人を代表するのである。したがって、審判事件においてその当事者が法人である場合には、その審判請求書に当事者の名称及び住所並びに代表者（請求人のみ）の氏名を記載しなければならない（特§131①一、特施規§46、実§38①一、実施規§23⑫、意§52、意施規§14①、商§56①、§68④、商施規§14）。

なお、代理人により手続を行う場合には、手続書類に代表者の氏名の記載は要しない（特施規§46、様式61の2備考12→様式2備考17、様式62備考12→様式3備考11）。

（改訂 H27.2）